

令和 5 年度
(2023 年度)

豊中市各経済予算書

目 次

1	豊中市一般会計予算書	3
2	豊中市国民健康保険事業特別会計予算書	15
3	豊中市後期高齢者医療事業特別会計予算書	19
4	豊中市介護保険事業特別会計予算書	23
5	豊中市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算書	27
6	豊中市公共用地先行取得事業特別会計予算書	30
7	豊中市財産区特別会計予算書	34
8	豊中市病院事業会計予算書	37
9	豊中市水道事業会計予算書	42
10	豊中市公共下水道事業会計予算書	47

令和 5 年度
(2023 年度)

豊中市一般会計予算書

市議案第7号

令和5年度豊中市一般会計予算

令和5年度豊中市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ173,892,983千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬(会計年度任用職員に係る報酬に限る。)、給料、職員手当等、共済費及び旅費(会計年度任用職員の通勤に係る旅費に限る。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年(2023年)2月24日提出

豊中市長 長内 繁 樹

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市 税		72,603,834
	1 市 民 税	35,777,722
	2 固 定 資 産 税	26,387,282
	3 軽 自 動 車 税	367,255
	4 市 た ば こ 税	2,900,747
	5 事 業 所 税	1,008,070
	6 都 市 計 画 税	6,162,758
2 地 方 譲 与 税		2,332,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	150,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	440,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	42,000
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	1,700,000
3 利 子 割 交 付 金		80,000
	1 利 子 割 交 付 金	80,000
4 配 当 割 交 付 金		660,000
	1 配 当 割 交 付 金	660,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		480,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	480,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		710,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	710,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		9,892,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	9,892,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		1
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1
9 環 境 性 能 割 交 付 金		130,000

(単位 千円)

款	項	金額
	1 環境性能割交付金	130,000
10 地方特例交付金		366,002
	1 地方特例交付金	366,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	2
11 地方交付税		9,275,000
	1 地方交付税	9,275,000
12 交通安全対策特別交付金		37,000
	1 交通安全対策特別交付金	37,000
13 分担金及び負担金		1,465,059
	1 負担金	1,465,059
14 使用料及び手数料		2,081,331
	1 使用料	1,747,628
	2 手数料	333,703
15 国庫支出金		38,207,992
	1 国庫負担金	33,592,260
	2 国庫補助金	4,548,035
	3 国庫委託金	67,697
16 府支出金		14,114,972
	1 府負担金	9,800,121
	2 府補助金	3,480,642
	3 府委託金	834,209
17 財産収入		855,044
	1 財産運用収入	133,717
	2 財産売却収入	721,327

(単位 千円)

款	項	金額
18 寄 附 金		376,418
	1 寄 附 金	376,418
19 繰 入 金		5,839,842
	1 特 別 会 計 繰 入 金	636,902
	2 基 金 繰 入 金	5,202,940
20 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
21 諸 収 入		3,258,187
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	50,018
	2 市 預 金 利 子	1,000
	3 貸 付 金 元 利 収 入	6,850
	4 収 益 事 業 収 入	410,000
	5 雑 入	2,790,319
22 市 債		11,128,300
	1 市 債	11,128,300
歳 入	合 計	173,892,983

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 議 会 費		669,199
	1 議 会 費	669,199
2 総 務 費		16,244,075
	1 総 務 管 理 費	13,554,686
	2 徴 税 費	1,346,330
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	838,943

(単位 千円)

款	項	金額
	4 選挙費	387,100
	5 統計調査費	40,795
	6 監査委員費	76,221
3 民生費		93,026,818
	1 社会福祉費	19,272,708
	2 児童福祉費	38,200,324
	3 生活保護費	18,833,791
	4 災害救助費	1,825
	5 国民年金費	64,408
	6 国民健康保険事業費	4,218,951
	7 介護保険事業費	6,529,612
	8 後期高齢者医療事業費	5,905,199
4 衛生費		15,685,493
	1 保健衛生費	11,251,965
	2 清掃費	4,433,528
5 労働費		303,813
	1 労働諸費	303,813
6 農林水産業費		52,619
	1 農業費	52,619
7 商工費		704,029
	1 商工費	704,029
8 土木費		12,283,772
	1 土木管理費	725,676
	2 建築管理費	513,427
	3 道路橋梁費	3,440,088

(単位 千円)

款	項	金額
	4 水 利 費	432,230
	5 下 水 道 費	3,163,255
	6 都 市 計 画 費	2,817,493
	7 住 宅 費	1,191,603
9 消 防 費		5,015,061
	1 消 防 費	5,015,061
10 教 育 費		20,210,926
	1 教 育 総 務 費	4,964,191
	2 小 学 校 費	7,757,405
	3 中 学 校 費	4,034,611
	4 社 会 教 育 費	3,454,719
11 公 債 費		9,025,918
	1 公 債 費	9,025,918
12 諸 支 出 金		621,260
	1 財 政 調 整 基 金 積 立 金	617,998
	2 減 債 基 金 積 立 金	3,262
13 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出	合 計	173,892,983

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
地域雇用活性化推進事業に対する損失補償	令和5年度～令和10年度	79,800千円 国がとよなか雇用創造協議会に対し、地域雇用活性化推進事業に係る委託を行ったことにより損失を生じたときは、上記金額の範囲内でその損失を補償することができる
豊中市私立高等学校入学支度金貸付に対する損失補償	令和5年度～令和10年度	10,000千円 北おおさか信用金庫が豊中市私立高等学校入学支度金の貸付を行ったことにより損失を生じたときは、上記金額の範囲内でその損失を補償することができる
本庁舎管理業務	令和6年度	8,700千円
本庁舎整備事業	令和6年度	348,200千円
滞納整理システム更改業務	令和5年度～令和6年度	134,100千円
総合コールセンター運用業務	令和6年度～令和10年度	400,000千円
ローズ文化ホール施設整備事業	令和6年度	323,200千円
庄内体育館整備事業	令和6年度	672,800千円
豊中ローズ球場整備事業	令和6年度	971,800千円
市有地利活用不動産証券化手法に係るアドバイザー委託業務	令和6年度～令和8年度	30,300千円
児童発達支援事業民間委託業務	令和5年度～令和6年度	152,800千円
児童発達支援事業給食委託業務	令和5年度～令和6年度	21,800千円

事 項	期 間	限 度 額
児童発達支援事業送迎委託業務	令和5年度～令和6年度	28,600千円
螢池駅西自動車駐車場施設管理業務	令和5年度～令和10年度	269,300千円
都市景観形成推進業務	令和6年度	1,400千円
市営西谷住宅整備事業	令和5年度～令和13年度	5,372,700千円
道路橋長寿命化事業	令和6年度	177,000千円
千里地区歩路橋改修事業	令和6年度	165,000千円
新千里東町歩第8号線（こぼれび通り）整備事業（基盤整備課）	令和6年度	18,000千円
指定金融機関業務	令和6年度	13,000千円
中央公民館設備更新事業	令和6年度	174,900千円
桜井谷東小学校放課後こどもクラブ運営委託業務	令和6年度～令和8年度	186,900千円
選挙準備業務	令和5年度～令和6年度	60,900千円

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			
				償還期限	据置期間	償還方法	その他
庁舎整備事業	千円 136,800	証書借入 又は 証券発行	%以内 3.0	年以内 30	年以内 3	年賦又は 半年賦、 元金均等 又は元利 均等、そ の他	市財政の都合により据 置期間および償還期限 を短縮し、もしくは繰上 償還又は低利に借換え することができるものと し、借入先の融通条件が あるときはこれに従うこ とができる。
文化施設整備事業	84,900	同上	3.0	30	3	同上	同上
体育施設整備事業	604,400	同上	3.0	30	3	同上	同上
賦課徴収事業	3,600	同上	3.0	30	3	同上	同上
地域共生センター・ 母子父子福祉セン ター整備事業	108,800	同上	3.0	30	3	同上	同上
人権平和センター 整備事業	59,500	同上	3.0	30	3	同上	同上
障害福祉センター 整備事業	24,300	同上	3.0	30	3	同上	同上
公立こども園 整備事業	2,038,300	同上	3.0	30	3	同上	同上
児童発達支援セン ター整備事業	21,600	同上	3.0	30	3	同上	同上
水道事業	273,300	同上	3.0	30	5	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			
				償還期限	据置期間	償還方法	その他
道路橋梁 新設改良事業	千円 491,900	証書借入 又は 証券発行	%以内 3.0	年以内 30	年以内 3	年賦又は 半年賦、 元金均等 又は元利 均等、そ の他	市財政の都合により据 置期間および償還期限 を短縮し、もしくは繰上 償還又は低利に借換え することができるものと し、借入先の融通条件が あるときはこれに従うこ とができる。
道路舗装事業	253,600	同上	3.0	30	3	同上	同上
交通安全施設 整備事業	237,100	同上	3.0	30	3	同上	同上
都市再開発事業	54,200	同上	3.0	30	3	同上	同上
街路事業	198,800	同上	3.0	30	3	同上	同上
公園整備事業	14,400	同上	3.0	30	3	同上	同上
住宅整備事業	608,000	同上	3.0	30	3	同上	同上
常備消防事業	23,400	同上	3.0	30	3	同上	同上
消防施設整備事業	118,700	同上	3.0	30	3	同上	同上
小中一貫校 整備事業	1,994,300	同上	3.0	30	3	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			
				償還期限	据置期間	償還方法	その他
小学校施設 整備事業	千円 518,800	証書借入 又は 証券発行	%以内 3.0	年以内 30	年以内 3	年賦又は 半年賦、 元金均等 又は元利 均等、そ その他	市財政の都合により据 置期間および償還期限 を短縮し、もしくは繰上 償還又は低利に借換え することができるものと し、借入先の融通条件が あるときはこれに従うこ とができる。
中学校施設 整備事業	589,000	同上	3.0	30	3	同上	同上
公民館整備事業	104,800	同上	3.0	30	3	同上	同上
図書館整備事業	47,800	同上	3.0	30	3	同上	同上
臨時財政対策債	2,518,000	同上	下記(1) のとおり	20	3	同上	同上
計	11,128,300						

(1) 3.0%(ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

令和 5 年度
(2023 年度)

豊中市国民健康保険事業特別会計予算書

市議案第 8 号

令和 5 年度豊中市国民健康保険事業特別会計予算

令和 5 年度豊中市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 41,124,127 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した報酬（会計年度任用職員に係る報酬に限る。）、給料、職員手当等、共済費及び旅費（会計年度任用職員の通勤に係る旅費に限る。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年（2023 年）2 月 24 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		8,133,288
	1 国民健康保険料	8,133,288
2 使用料及び手数料		31
	1 手数料	31
3 国庫支出金		1,670
	1 国庫補助金	1,670
4 府支出金		28,375,616
	1 府補助金	28,375,616
5 繰入金		4,218,951
	1 繰入金	4,218,951
6 繰越金		369,996
	1 繰越金	369,996
7 諸収入		24,575
	1 延滞金、加算金及び過料	3,002
	2 預金利子	1
	3 雑収入	21,572
歳入合計		41,124,127

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		781,303
	1 総務管理費	749,505
	2 徴収費	31,345
	3 運営協議会費	453
2 保険給付費		27,630,108

(単位 千円)

款	項	金額
	1 療 養 諸 費	23,779,584
	2 高 額 療 養 費	3,590,287
	3 移 送 費	40
	4 出 産 育 児 諸 費	167,071
	5 葬 祭 諸 費	26,000
	6 医 療 給 付 費	64,126
	7 傷 病 手 当 金	3,000
3 国民健康保険事業費納付金		12,196,287
	1 医 療 給 付 費 分	8,698,779
	2 後 期 高 齡 者 支 援 金 等 分	2,528,813
	3 介 護 納 付 金 分	968,695
4 保 健 事 業 費		452,303
	1 保 健 事 業 費	193,879
	2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	258,424
5 共 同 事 業 拠 出 金		6
	1 共 同 事 業 拠 出 金	6
6 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
7 諸 支 出 金		64,119
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	64,119
歳 出	合 計	41,124,127

令和 5 年度
(2023 年度)

豊中市後期高齢者医療事業特別会計予算書

市議案第9号

令和5年度豊中市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和5年度豊中市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,660,009千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年(2023年)2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		6,030,114
	1 後期高齢者医療保険料	6,030,114
2 使用料及び手数料		9
	1 手数料	9
3 繰入金		1,307,388
	1 繰入金	1,307,388
4 繰越金		285,869
	1 繰越金	285,869
5 諸収入		36,629
	1 延滞金、加算金及び過料	100
	2 受託事業収入	29,512
	3 預金利子	1
	4 雑収入	7,016
歳入合計		7,660,009

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		128,066
	1 総務管理費	127,337
	2 徴収費	729
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		7,496,239
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	7,496,239
3 健康増進事業費		22,489
	1 健康増進事業費	22,489

(単位 千円)

款	項	金額
4 諸 支 出 金		13,215
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	13,215
歳 出	合 計	7,660,009

令和 5 年度
(2023 年度)

豊中市介護保険事業特別会計予算書

市議案第10号

令和5年度豊中市介護保険事業特別会計予算

令和5年度豊中市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,025,292千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した報酬(会計年度任用職員に係る報酬に限る。)、給料、職員手当等、共済費及び旅費(会計年度任用職員の通勤に係る旅費に限る。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年(2023年)2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 保 險 料		7,643,225
	1 介 護 保 險 料	7,643,225
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2,836
	1 手 数 料	2,836
3 国 庫 支 出 金		10,424,869
	1 国 庫 負 担 金	7,457,327
	2 国 庫 補 助 金	2,967,542
4 支 払 基 金 交 付 金		11,044,007
	1 支 払 基 金 交 付 金	11,044,007
5 府 支 出 金		5,530,422
	1 府 負 担 金	5,289,136
	2 府 補 助 金	241,286
6 財 産 収 入		2,683
	1 財 産 運 用 収 入	2,683
7 繰 入 金		7,374,886
	1 一 般 会 計 繰 入 金	6,529,612
	2 基 金 繰 入 金	845,274
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		2,363
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	301
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	2,061
歳 入	合 計	42,025,292

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		829,753
	1 総 務 管 理 費	481,410
	2 徴 収 費	44,237
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	303,191
	4 趣 旨 普 及 費	915
2 保 険 給 付 費		39,219,897
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	36,276,133
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	1,090,964
	3 そ の 他 諸 費	36,000
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	1,081,010
	5 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	600,090
	6 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	135,700
3 地 域 支 援 事 業 費		1,785,479
	1 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	203,908
	2 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	1,540,060
	3 一 般 介 護 予 防 事 業 費	41,511
4 基 金 積 立 金		2,683
	1 基 金 積 立 金	2,683
5 諸 支 出 金		187,480
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	15,792
	2 繰 出 金	171,688
歳 出	合 計	42,025,292

令和 5 年度
(2023 年度)

豊中市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算書

市議案第11号

令和5年度豊中市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

令和5年度豊中市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ82,916千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年(2023年)2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		577
	1 繰入金	577
2 繰越金		50,917
	1 繰越金	50,917
3 諸収入		31,422
	1 貸付金元利収入	31,418
	2 雑収入	4
歳入合計		82,916

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		29,220
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	29,220
2 公債費		36,854
	1 公債費	36,854
3 諸支出金		16,842
	1 繰出金	16,842
歳出合計		82,916

令和 5 年度
(2023 年度)

豊中市公共用地先行取得事業特別会計予算書

市議案第12号

令和5年度豊中市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和5年度豊中市公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,892,540千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和5年(2023年)2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		448,370
	1 財産売却収入	448,370
2 繰入金		586,470
	1 繰入金	538,914
	2 基金繰入金	47,556
3 市債		857,700
	1 市債	857,700
歳入合計		1,892,540

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 公共用地先行取得費		866,728
	1 公共用地先行取得費	866,728
2 公債費		222,021
	1 公債費	222,021
3 諸支出金		803,791
	1 繰出金	448,372
	2 減債基金積立金	355,419
歳出合計		1,892,540

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			
				償還期限	据置期間	償還方法	その他
公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	千円 857,700	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	%以内 3.0	年以内 10	年以内 10	年賦又は 半年賦、 元金均等 又は元利 均等、そ の他	市財政の都合により据置期間および償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができるものとし、借入先の融通条件があるときはこれに従うことができる。

令和 5 年度
(2023 年度)

豊中市財産区特別会計予算書

市議案第13号

令和5年度豊中市財産区特別会計予算

令和5年度豊中市財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ165,572千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年(2023年)2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		4,500
	1 使用料	4,500
2 財産収入		14,941
	1 財産運用収入	14,941
3 繰入金		145,687
	1 繰入金	145,687
4 諸収入		444
	1 雑入	444
歳 入 合 計		165,572

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財産費		165,572
	1 財産費	165,572
歳 出 合 計		165,572

令和 5 年度
(2023 年度)

豊中市病院事業会計予算書

市議案第14号

令和5年度豊中市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度豊中市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	613床
イ、一般病床	599床
ロ、感染症病床	14床
(2) 患者数	473,502人
イ、入院患者	181,902人(1日平均 497人)
ロ、外来患者	291,600人(1日平均 1,200人)

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		23,148,690千円
第1項 医業収益		21,266,668千円
第2項 医業外収益		1,882,022千円
	支	出
第1款 病院事業費用		22,959,200千円
第1項 医業費用		22,774,159千円
第2項 医業外費用		184,041千円
第3項 予備費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額797,336千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額184,068千円及び過年度分損益勘定留保資金613,268千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	2,928,627千円
第1項 企業債	1,901,300千円
第2項 他会計負担金	1,015,297千円
第3項 寄附金	5,000千円
第4項 基金取崩金	7,000千円
第5項 基金収入	30千円

支 出

第1款 資本的支出	3,725,963千円
第1項 建設改良費	2,024,756千円
第2項 投資	5,030千円
第3項 企業債償還金	1,696,177千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			
				償還期限	据置期間	償還方法	その他
施設改良事業	千円 436,900	普通貸借 又は 証券発行	%以内 3.0	年以内 15	年以内 3	年賦又は半年賦、元金均等又は元利均等、その他	財政の都合により据置期間および償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができるものとし、借入先の融通条件があるときはこれに従うことができる。
院用備品購入 (医療機器等)	1,464,400	同上	3.0	5	なし	同上	同上

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 職員給与費 | 10,826,133千円 |
| (2) 交際費 | 100千円 |

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業健全財政運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、397,256千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,245,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医療機器	血管撮影装置一式	1
医療機器	医用画像の保管及び閲覧システム (PACS)一式	1
医療機器	尿定性・尿沈渣機器一式	1

令和5年(2023年)2月24日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

令和 5 年度
(2023 年度)

豊中市水道事業会計予算書

市議案第15号

令和5年度豊中市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度豊中市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	179,294 戸
(2) 年間総給水量	43,410,197 m ³
(3) 一日平均給水量	118,607 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
配水管増補改良事業	2,649,087 千円
施設整備事業	953,312 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		8,353,088 千円
第1項 営業収益		7,829,884 千円
第2項 営業外収益		523,204 千円
	支	出
第1款 水道事業費用		7,982,312 千円
第1項 営業費用		7,632,544 千円
第2項 営業外費用		348,768 千円
第3項 予備費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,489,052千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額324,424千円、当年度分損益勘定留保資金1,512,447千円、減債積立金183,203千円及び繰越利益剰余金処分別468,978千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		3,091,958千円
第1項 企業債		2,681,886千円
第2項 他会計負担金		399,841千円
第3項 固定資産売却代金		10,231千円
	支	出
第1款 資本的支出		5,581,010千円
第1項 建設改良費		3,732,351千円
第2項 企業債償還金		1,848,659千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配水管増補改良事業 (境界標復元測量業務委託等)	令和6年度	56,000千円
機械器具等賃借業務	令和5年度～令和6年度	600千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次の

とおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			
				償還期限	据置期間	償還方法	その他
配水管増補改良事業	千円 1,824,000	普通貸借 又は 証券発行	%以内 3.0	年以内 40	年以内 5	年賦又は半年賦、元金均等又は元利均等、その他	財政の都合により据置期間および償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利による借換えが可能な借入先が通条きうはこれに従うことができる。
施設整備事業	857,886	同上	3.0	40	5	同上	同上

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,481,677千円

(2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業健全財政運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、499,858千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金のうち468,978千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 468,978千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、95,000千円と定める。

令和5年(2023年)2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

令和 5 年度
(2023 年度)

豊中市公共下水道事業会計予算書

市議案第16号

令和5年度豊中市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度豊中市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理可能区域戸数	179,279戸
(2) 年間総処理水量	69,307,848 m ³
(3) 一日平均処理水量	189,366 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管渠築造事業	3,293,281千円
庄内終末処理場建設事業	1,045,965千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		16,223,228千円
第1項 営業収益		13,819,835千円
第2項 営業外収益		2,403,393千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		16,421,269千円
第1項 営業費用		16,067,863千円
第2項 営業外費用		352,406千円
第3項 予備費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,071,963千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額395,005千円、当年度分損益勘定留保資金2,434,578千円、減債積立金139,672千円及び繰越利益剰余金処分量102,708千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		3,381,826千円
第1項 企業債		2,227,900千円
第2項 国庫補助金		1,065,250千円
第3項 他会計負担金		61,561千円
第4項 工事負担金		27,025千円
第5項 受益者負担金		30千円
第6項 返還金		60千円

	支	出
第1款 資本的支出		6,453,789千円
第1項 建設改良費		4,558,759千円
第2項 貸付金		195千円
第3項 企業債償還金		1,894,835千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
管渠築造事業 (新免幹線築造工事2期)	令和5年度～令和8年度	3,701,000千円

管渠築造事業 (千里園ポンプ場監視設備更新工事等)	令和6年度	1,010,000千円
庄内終末処理場建設事業 (水処理施設表面保護工事等)	令和6年度	800,000千円
庄内終末処理場建設事業 (蓄電池設備更新工事)	令和5年度～令和6年度	250,000千円
流域下水道終末処理場 建設受託事業 (3系汚泥消化タンク土木工事等)	令和6年度	1,025,000千円
流域下水道終末処理場 建設受託事業 (第2ポンプ場汚水ポンプ 設備更新工事等)	令和6年度～令和7年度	4,655,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			
				償還期限	据置期間	償還方法	その他
管渠築造事業及び庄内終末処理場建設事業	千円 2,133,900	普通貸借又は証券発行	%以内 3.0	年以内 40	年以内 5	年賦又は半年賦、元金均等又は元利均等、その他	財政の都合により据置期間および償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができるものとし、借入先の融通条件があるときはこれに従うことができる。
流域下水道建設負担金	94,000	同上	3.0	40	5	同上	同上

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1, 345, 610千円

(他会計からの補助金)

第10条 公共下水道事業健全財政運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3, 163, 255千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金のうち102, 708千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 102, 708千円

令和5年(2023年)2月24日提出

豊中市長 長内繁樹